

気をつけよう！ 自転車トラブル

～最新のルール・罰則を知ろう～

もくじ

①交差点で出会い頭にぶつかった！ 事故でどんな責任を問われるの？

おもな登場人物



タロウ



ミナミ (いもうと)



パパ



ママ



おともだち

あおり運転はダメ！ ～最新の法律を知っておこう～ ● 4

◆自転車の危険行為を知っておこう ● 6

① 交差点で出会い頭にぶつかった！ ● 10

② 信号を守らなくて、ぶつかりそうに…… ● 12

③ ライトをつけずに夜道を走ると…… ● 14

④ スマホを片手に運転すると危険！ ● 16

⑤ 出前の自転車が高速道路を走っているよ！ ● 18

⑥ 二人乗りでバランスをくずして転倒！ ● 20



自転車事故をデータで見よう ● 22

事故でどんな責任を問われるの？ ● 26

事故を起こしたらどうすればいいの？ ● 28

ワーク 自分の自転車の乗り方をふり返ってみよう ● 30

さくいん ● 31



あおり運転はダメ!

~最新の法律を知っておこう~

道路交通法ってなに?

道路での危険をふせぎ、自転車や自動車、歩行者などすべての人が安全に道路を利用するために定められた法律が、「道路交通法」です。

1960年に施行されたこの法律は、これまでに何度も改正されてきました。2020年6月30日の改正では、妨害運転(あおり運転)に対する罰則が定められました。これは自動車だけでなく、自転車に対しても適用されます。妨害運転を行った運転者に対して、ただちに罰則がかされるなどきびしいルールが定められたのは、妨害運転によるトラブルや事故が、近年とても増えているからです。

このように、道路交通法はその時々で対応しなければいけないことが増えるたびに改正されています。今後も私たちの安全を守るために、改正が重ねられるでしょう。

道路交通法のおもな歩み

1960年	自動車が急速に増え、交通事故による死者数が増加したため、道路交通取締法に変わって道路交通法が施行される。
1963年	名神高速道路の開通にあわせて、高速道路に関する規則ができる。
1964年	優先道路が定められるなど、交通ルールが大幅に改正される。
1968年	交通反則通告制度(反則金)が定められる。
1972年	初心運転者標識(初心者マーク)が導入される。
1985年	高速道路でシートベルトの着用が義務づけられる。
1992年	自動車の一般道路などでの最高速度が一律時速60kmに定められる。
1999年	運転中の携帯電話の使用が禁止される。
2000年	6歳未満の幼児はチャイルドシートの使用が義務づけられる。
2007年	飲酒運転に対する罰則が強化される。
2008年	後部座席のシートベルトの着用が義務化される。
2015年	自転車の交通違反について、罰則規定が強化される。
2017年	高齢運転者対策が強化される。

あおり運転ってなに?

2020年の道路交通法改正で罰則が定められた妨害運転(あおり運転)は、運転者がほかの車両などの通行をわざと妨害するものです。やむを得ない状況で起こるものではなく、運転者に思いやりやゆずり合いの気持ちがない、とても危険な行為です。

交通の危険のおそれが生じた(あおり運転をした)場合は、3年以下の懲役または50万円以下の罰金など、妨害運転のせいで

いちじるしい交通の危険が生じた場合は、5年以下の懲役または100万円以下の罰金などとなっています。自動車の場合は、さらに最大で10年間、運転免許が取り消されます。

道路交通法では、10の違反行為を妨害運転の対象として定めていて、そのうち高速道路とライト(ハイビーム)に関するもの以外は、自転車にも適用されます。

妨害運転の対象となる10の交通違反

(青色は自転車にも適用されます)

1

通行区分違反
(逆走して進路を妨害する)

2

急ブレーキ禁止違反

3

車間距離不保持
(あいだをつめてくる)

4

進路変更禁止違反
(急な車線変更)

5

追い越し違反

6

減光等義務違反
(ライトをむやみにハイビームにする)

7

警音器使用制限違反
(クラクションやベルをむやみに鳴らす)

8

安全運転義務違反
(無理な幅寄せなど)

9

最低速度違反
(高速道路などでむやみにノロノロ運転をする)

10

高速自動車国道等駐停車違反
(高速道路などでむやみに停車する)

事故で どんな責任を問われるの？

「事故の加害者」としての責任（刑事上の責任）

交通事故が起こると、警察によってどんな事故か、交通ルールを守っていたか、危ない運転をしていたかなどが調べられます。交通違反が悪質な場合は、「刑法」という犯罪を取り締まる法律によって罰せられます（刑事上の責任）。

刑法は14歳以上を対象としていますので、事故を起こした人（加害者）が14歳未満の場合、記録には残りますが、刑事

上の責任を問われることはありません。

だからといって無理な運転や危険な行為をすると、民事上の責任（次のページ）を問われ、大金を支払わなければならないこともあります。

そんなことにならないためにも、自転車に乗るときにはルールを守り、注意をおこたらないことが大切です。

自転車の交通事故の種類

物損事故	物をこわす	物にぶつかって傷つけ、こわしてしまう事故のこと (車、他人のもの、お店のもの、道路標識や信号機などの公共物など)
人身事故	自分がけがをする (自損事故)	わき見をして電柱にぶつかるなど (自分の不注意で起こる事故が多い)
	相手にけがをさせる/ けがをさせられる	人や自転車などにぶつかることで、相手にけがをさせてしまう、あるいは自分がけがをする事故 (運転中の不注意や危険運転などで起こることが多い)

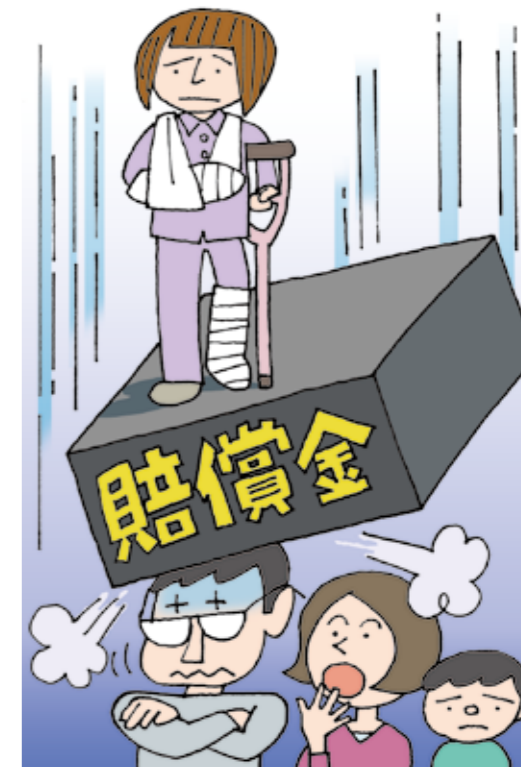


相手の被害を金銭などでおぎなう（民事上の責任）

事故で物を傷つけたりこわしたり、人にけがをさせたり死なせてしまったりした場合、「民法」という法律で責任を問われることがあります（民事上の責任）。その代表的なものが「賠償金」です。

賠償金は、相手が失った物や人の被害に対して、事故を起こした人がうめあわせとして支払うお金です。ルールを守っていたかどうかは関係ありません。

2008年に、当時小学5年生だった子どもの乗った自転車が、歩いていたお年よりにぶつかり、お年よりが重傷を負った事故では、裁判の結果、子どもの保護者に9,521万円の損害賠償の支払いを命じる判決が出ています。



社会的責任ってなに？

事故で刑法や民法での責任がなかったとしても、一人の人間として、すなおに、心から事故や相手と向きあうことが大切です。これを「社会的責任」といいます。社会的責任をはたす第一歩は、「あやまること」です。危険な運転をした、注意をしなかった、相手につらい思いをさせたなどについては、しっかり反省して相手にあやまらしましょう。

また、事故によって、もし刑事上の責任を問われた場合、「前科・前歴」がつくこととなります。将来の就職などに影響をあたえる場合があるので、危険な運転は絶対にしないように心がけましょう。

